

<論文> 『悲の器』 論

藤村, 耕治 / フジムラ, コウジ

(出版者 / Publisher)

法政大学国文学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

日本文学誌要

(巻 / Volume)

57

(開始ページ / Start Page)

148

(終了ページ / End Page)

158

(発行年 / Year)

1998-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00020009>

『悲の器』論

序

『悲の器』は、異様な小説だ。あるいは、不可思議な作品だともいえる。

語り手正木典膳は、五五才の刑法学者で、かつて最高検察庁検事であり、現在東京の国立大学の教授であり、憲法改正問題懇親会のメンバーに名を連ねる法曹界の権威である。六年前に妻を癌で亡くし、親子ほども歳の違う若い令嬢と婚約を発表した矢先、内縁関係にあったものと家政婦から損害賠償請求の訴訟を提起される。「肉体をふみにじり、女ひとりの運命をもてあそんだ人非人」と新聞紙上で極言した彼女を、典膳は逆に名誉棄損で告訴し、調停は愛憎入り乱れて泥沼化する――。千枚近いこの長篇の主要なプロットはそれだけである。しかも、語り手のおかれている立場や状況、その感受性の質、人間観と法律観、愛の事どもに関する無関心と非情さ、あるいは一つ屋根の

藤村 耕治

下で続けられた病んだ妻と家政婦との奇妙な諦念に満ちた関係や、カソリックの神父である弟の弾劾から受けた衝撃など、物語の核心を形づくる情報はほぼすべて第一章で語られる。読者はたどころに、こういう人間が日本の社会で生きてゆく時に起こり得るに違いない周囲との軋轢を察知し、また冒頭から「いっさいの事どもが、どうでもいいものとなった」と呟くのを聞いて、老いた身を独り滅ぼしてゆく語り手をイメージする。滅びの内実如何という興味はなお残るとはいえ、物語は始まりにすでに終わっているのだ。それでも、延々と語り継がれる憂鬱なモノログに、読者はひきこまれ、語り手の過去や内面の疼きが明らかにされて、彼にいつしか気持ちをやよりそわせていく自分を見いだすだろう。ところが、語り手は最後に突然に甲高いトーンで法の権威を証すもつとも神聖な場であるはずの裁判を否定し、狂気のように生者の世界そのものをも拒絶し、「私はしよせん、あなたがたとは無縁な存在であった」と言い放つ。読み手はここへ来て、ある困惑を感じざるを得ない。綿密

に書き連ねられてきた語り手の滅びへの道程と、この断ち切るような完結との間にはなにか決定的な断層があるように思える。即ち、〈物語〉の結構はここに至って完全に破壊されてしまうのである。手記とはそうしたものだといえればそれまでだけでも、語り手の術にはまっけてしまったような気がしてならない。

この長大な手記は、四つに大別される時間の相を行き来しつつ語り進められる。戦前戦中のいわば大過去、六年ほど以前の、妻の死を挟んで続いた米山みきとの蜜月時代から栗谷清子との婚約までの中過去、みきとの調停が始まってから、それが不和に終り慰謝料請求が申し立てられるまでの二カ月前ほどの小過去、そしてみきとの裁判と警職法闘争が進行中の現在(昭和三十三年)。語りの方法は現象学的といえ、作中ある哲学者の言葉として述べられるように、「純粹意識」の無限で全能な「志向性」の赴くままに、語り手は体験と記憶を縦横に往還する。こうしてモザイク状に布置された時間の位相が、単純なプロットを構造的にささえていることは疑えない。進行する現在時にふいと想起される記憶の連鎖が語り手の心象に見事な陰影を与える場面も少なくない。けれどもこの方法が語り手の過去と現在の焦点を結びにくくしていることは確かだし、「志向性」の万能性にもたれ掛かった語り方が先の断層を容易に跳び越えることを可能にしてしまってもいる。

こうした〈物語〉の破壊が作者の意図によるものであれ、結果的な破綻を意味するものであれ、作品の持つ衝動力は依然として強く、深い。語り手は、異様とも言える情熱を込めて、事実を語り、観念を語り、己れを語る。彼は何を語っているのか？

そもそも、正木典膳とは、いったい誰か？

この語り手は、『捨子物語』から『憂鬱なる党派』へと続く、体験をベースにして自身の内面へ深く遡及しようとする困難な、その意味で地続きの旅の途上に生まれて、少なくとも表層的には作家の「自己」の影を完全に払拭された人物である。のみならず、彼は作家にとつての「アンチ・テーゼ」であり、読者に対して「対立的素材」たるべく投げ出されているのだ。それ故にといふべきか、前二作に見られたような自己探求の苦悶が不可避免的に生んだ冗長さや構成的破綻が比較を絶して少ない。「法律家の文体」に関して賛否もあるが、少なくとも晦渋ともいえる独特の「悪文」は影を潜め、意識のデイテイルを抑制された硬質の文章で描くことに成功している。また、一人称の語りのうちに〈他者〉の観念・思想を、会話体によってだけでなく、亡友たちの論文の草稿、週刊誌に載った正木典膳批判、知人の著作、妻の手記などを挟み込むことで、全体に反響させようと意図している。作品における対立的「第三者」の不在は夙に指摘されているが、^(三)作者は語り手と能うかぎり距離をとつて、強固な虚構(客観)世界を作り上げたといえる。にもかかわらず、読者は彼の語り口の随所にどこか若々しい艶つばさを感じ、ウエットで秘めやかな作家の主観(自己)の姿が、生々しく立ち現れてくるのを見るような気がする。

「対立的素材」をして延々千枚語らしめる情熱と、卓越した小説作法。これは不思議な魅力といわねばならない。発表は昭和三七年だが、執筆開始時期は三三年とされる。作家二七才の時である。文学の謎とか神秘とかいう曖昧な言葉がつい口を突

いてしまう。

1

『悲の器』制作事情に関する表層的なモチーフについて、川西政明はじめ多くの評者が昭和二七年八月二日付の毎日新聞紙上の記事を挙げている。日本法制史の権威で当時五五才の法学博士某氏に対して、長く関係を結んでいた戦争未亡人が、博士と別の戦争未亡人との結婚が決まったことを理由に慰謝料請求調停を申し立てたというものだ。法の専門家が他ならぬ法律によって弾劾される悲喜劇。そこに起こる心理的葛藤や精神的危機に作家の想像力が反応したのだと、一応は推測し得る。某氏は金銭契約による「通勤の娼婦」と手を切ったまでだと嘯いた由同記事に見えるが、こういう法的へ論理へによって正当化され得るエゴイズムが、作家の感性を刺激したのも確かだろう。けれども、法律の持つ悪魔的な側面は、個人対個人においてよりも個人対国家(政治)の地平において一層先鋭となることは、歴史がよく示している。ドイツを範として立憲君主制を採った明治憲法下においてはもとより、近代西欧の法理論を接木して、曲がりなりにも主権を国民が獲得した戦後にあつても行政執行法・治安維持法の嫡子たる二七年の破壊活動防止法の強行採決、三三年の警察官職務執行法案の上程など戦前のへ法地獄へ復活の兆しが衰えを見せぬ状況が、切実に意識される時代相があつた。作家においては、端的に「第二の敗北」と認識される前者の反対闘争をめぐる陰惨な政治体験が思い起される

し、執筆開始時期が後者と重なるのも決して偶然ではない。作家の想像力を最も刺激したのが、法律そのものが孕む諸々の問題であつたことは間違いない。法と国家と政治の関係、法と人間の関係は、どう取り結ばれるべきなのか。国家に対する法的規制はありや否や？ 国家が正義に反する法を制定するとき、国民はそれに服従する義務を有するか否か？

正木典膳の言葉でいえば「国家はその目的のために、国内的にすら、ひたすら法を利用し、ほしいままに法を補充し、そして法を蹂躪する」事実と、そこから必然的に導きだされる「法律の名を冠した、あるいは法律を超えた不法行為に対して闘う方法がはたして法律じたいにあるだろうか？」という問いに収斂するだろう。彼が「法の究極」の姿を見極めようとするのは、この難問を解決する意志に他ならない。それは実践的な法の解釈ではなく、理念的な法の科学即ち「論理」というものが、どこまで論理でありうるか」と抽象化される認識論的な問いといえるけれども、ここで志向されているのは、法において実在する国家に政治権力を乗り越える道であつたはずである。そこにはおそらく、占領体制下で米主導の戦後処理を行い、形の上でのみ近代民主主義国家の威容を整えた戦後日本のありように対する作家自身の根源的な批判があつた。はじめに法ありき、そして法によって受権される国家という、真の意味で近代的な法治国家が、市民社会も革命も持たず、憲法すら他国のお仕着せに甘んじる日本に果たして成立し得るのか、という近代性そのものに対する疑念があつた。明治憲法から戦後憲法へという移行行きに端的に示される法の転変そのものに含まれる虚偽と欺

嘯を、典膳はいま見通し得る位置にいる。そうしたことをふまえて、再び問おう。正木典膳とは、誰か？

厳格で、酷薄な処もある漢方医にして道学者だった父の気質を、彼は多く受け継いでいる。人間の現実において、法こそが「最後の拠点」であるといい、法律とその理念は「神の意志」よりも尊重されねばならぬとし、「かたちなき女性の感傷に法は無縁である」と嘯く人物である。彼がなぜ法律の道を選んだのかははっきりしない。ただ、二年飛び級で中学に上がった一時期、年上で体力も勝る同窓生たちに「圧迫」と「屈辱」を受ける日々があり、「この世界にわたしの存在は必要ではないのだ」と感じたりしている。後年、人間とは「社会的存在であり、社会的に有意義な存在でありたい」と欲望するという人間観に立って、「職能的官僚主義」の体系としての「位階制是認」を説くに至るのを見れば、彼の社会論的存在論の性質は明瞭で、その上昇志向、権力志向の端的なあらわれとしての法律ないし法学への接近を認められる。

彼の学問的立場は、一九世紀のドイツ法学の代表的立場である「歴史主義法学」とされるが、その理論はむしろ、法の自律性を説いてそれ以外の哲学的・政治的・歴史的考察を排除すべきだとしたゲルバー、ラーバント、イエリネックら近代ドイツの実証主義国法学者の「法学的方法」の流れを汲んでいるようにみえる。それらは多少の差異を含みつつ一様に君主制原理を肯定し国家の不可侵性を説くけれども、彼はいわゆる右翼ではない。法に例外を認むべきではないとする理念から、「象徴者」の存在を是認できないし、国家や国体を法の主人と見做すこと

を拒んでいる。むしろ、両者の関係を「法の上位」にまで転化したいとさえ考えているようだ。いわば法の理念をあらゆるものから自律させ、理論を最大の権力者とすることを夢見ている。しかし同時に彼は「転向」者である。もとより左翼的なそれではない。恩師から引き継いだ雑誌「国家」の継続のために、幼い弟妹を養うために、より端的に保身のために、戦前から戦中にかけて地方裁判所検事となつて、内務省当局の命により「確信犯問題」を研究しながら、軽犯罪を扱っていた時期を指す。ここに典膳のアキレス腱がある。

「確信犯」とは、道徳的・宗教的または政治的な義務の確信を決定的な動機とする犯行を指す。なるべく簡単に、作品に沿つて問題点を整理しておく。社会の秩序維持と保安のために、明治三三年制定の行政執行法は、「泥酔者、癡癲者、自殺ヲ企ツル者某ノ他救護ヲ要スト認ムル者」および「暴行闘争某ノ他公安ヲ害スル虞アル者」に対して、保護の名目のもとに彼らを予防検束し、兇器となる恐れある物を仮領置しうる権限を行政官庁に認めた。ところが、共産主義運動の隆盛や社会不安の増大に対応して、大正末から昭和の初期にかけてこれを政治犯の予防拘禁にも適用するために補強・拡大する思想犯保護観察法等が制定されるに及んだ。しかるに、思想犯・政治犯は自由人として意識的な未来社会なり理想社会なりの「確信」をもつて、自らの行為が違法であることも、行為の上で引き起こされる結果も十分に知りながら行動するのである以上、矯正も教育も事実上不可能であり、「保護刑説」を採る限りこれを罰することはできないということになる。政治的確信犯処罰の問題は、現在

でも完全に克服されてはいないらしいが、門外漢には検討したり判断したりする知識も用意もないので、あくまでも作品内の考察に頼って考えたい。即ち、この問題が典膳に重くのしかかる意味についてである。言うまでもなく、「確信犯」の問題とは、治安維持法下の政治的な現実において、もつとも先鋭に顕在化する。

ことは、法は「思想」を裁くことができるか?という問いに要約しうるだろう。「宮地門」下三高弟「ソビエト法研究者でひそかに共産黨員であった荻野三郎、歴史主義法学から刑法へ進んだ正木典膳、師の流れを直接に汲むドイツ解釈主義法学の富田司の三人が、戦前から戦中にかけてどう身を処したかを見ることで、当時の知識人の典型的な運命の態様が見えてくる。さらに、当時大学院生で雑誌の編集に名を連ねたのみで逮捕され、右翼的な国体思想に接近していった並川俊雄も加えれば、一層はつきりするだろう。雑誌『国家』の筆禍事件で治安維持法違反として荻野が検挙され、大学を逐われたのは、おそらくその適用範囲が大幅に拡大された昭和一〇年以降のことであり、時を経ずして富田もまた、「法の消滅」を説く数編のアフォーリズムを残して失踪しアナーキスト的な破壊集団に属して強盗を働き逮捕、反乱罪で拘禁中に伴狂のうちに身を滅ぼす。このとき典膳は、助教授から検事職への無条件な横滑りが可能になる三年間を待って、地裁検事に転職する。彼はこれを他のどんな経験よりも決定的な「精神の転回点」と呼び、「消すことのできない汚点」と見做している。にもかかわらず、それは思想的に考究されようとも超克されようともせず、未整理のまま放置される。

そして、自らの「汚点」を法の「理論」において乗り越えようとするのである。

彼が「世界の刑法学界に衝撃を与えた」と自負するこの確信犯理論とは、およそこういう論理である。「純粹現象学的法理論」によれば、人間の意識がすべて所与性と能作性の相関体である以上は、あらゆる行為の責任は、その能作性によって行為者に帰せられるべきである。したがって、「すべての犯罪は、たとえそれが白痴、癲癇者、狂人、嬰兒、動物によってなされるとも、すべて確信犯とみなす」という、語の正しき意味での確信犯理論が生まれる。典膳は、この理論によれば「保護刑説」を乗り越え得ると考える。なぜなら、「道義や合理と同様に一切の悪も、万人に開かれてある可能的意識所与である」ゆえに、「意識的な犯罪を、その可能性の予測によって検束」することは万人を検束し得る可能性をもち、事実上不可能であるからである。すぐに分かるように、この理論は政治的な保安処分としての予防拘禁を法的に不可能であると宣言しており、理論的に治安維持法ないしその嫡子たる破防法・警職法を乗り越えようと意図したものだ。専門的見地からの可否はともあれ、破防法闘争で辛酸を舐めた作家の苦衷が、精一杯の突破口を求めて呻吟した様子が目に浮かぶようである。けれども、それが典膳にとつて問題の意識的すりかえであることはいうまでもない。なぜなら、この理論は、一連の治安立法の法的誤謬を指摘するのみに、「法は「思想」を裁けるか?」という問い自体には、何ら答えていないからだ。典膳が見落とした「ある一つの契機」とは、法と政治の狭間で血を流し、破滅していった荻野や富田に堂々と対峙でき

る体の、法と「思想」のありようを根源的に問う形而上学の確立をさしていたはずである。

ことは、一人物の口を借りてこんな風に提起されている。即ち、「思想とははたして思惟する人間にとって何であるのか」と。「ある一個の存在が、膨大な、圧倒的な権威の前にさらされ、裸の(略)存在に還元させられ、最低の、生きてゆく権利を守るために絶叫する」その時、法はこの存在に対して、いかなる関係を持つべきなのか、と。典膳は、かつて隠蔽した内面の負荷を抉りだし、その精神のありようを法と政治、法と人間の「思想」との関係において突き詰めねばならなかった。そこにこそ、彼の「存在論」の明確な形が現われるはずであった。典膳にとつて「法の究極」とは、政治がふりかざす死の恐怖から厭脱し得ない人間存在を、普通の「理論」によって乗り越える体のものであったと思われるからだ。宗教、政治、国家、戦争、人間が作った一切の矮小なもの、醜悪なものを凌駕し、最上位に君臨し得る理性の精華、それこそが法ではなかったか。だが、過去に目をつぶり、本当の意味で荻野や富田の「思想」と対決するのを避けてきた典膳は、どういう虚偽を以て「存在の危機」を乗り越えようとするのか？

最終章で彼が「私は権力である。私は権力でありたい」語るとき、それは「私は法である」と読み替えられると思われる。法を蹂躪する政治権力の悪魔性を指弾しつつ、彼の最後の望みは、唯一の主権者たることであつたといえるだろう。ここであつたならば、ヘーゲルが『法の哲学』で国家の理念に関してのべた次のような言葉を思い出してみてもいい。

国家が存在するということが人間世界における神の歩みなのであり、国家の根柢はおのれを意志として現実化する理性の権力である。国家の理念というとき、特殊な国家や特殊な制度を念頭においてはならない。むしろ理念を、すなわちこの現実的な神を、それ自身として熟視しなければならぬ。

(藤野・赤澤訳 二五八追加・傍点筆者)

この「国家」の箇所へ「法」という言葉をいれて読み替えれば、典膳の欲したものを意味すると思われる。そして「私は権力でありたい」と彼が言うとき、国家をすら服従させ得る法の理念を求めながら、自身をその「現実的神そのもの」人間以上の存在に化すことを望んでいたということが出来る。ここにおいて、「論理はどこまで論理たりうるか」という認識論的な問いは、「人間は人間以上のものたりうるか」という存在論的な問いにすりかえられ、最期の叫びとなつて、作品の根源的な主題に収斂していくのである。

2

さて、ここで別の角度からもう一度問うてみよう。正木典膳とは、誰なのか？

作家が彼を「角逐的素材」として造形しようとしたことは先にのべた。構築した観念を語り手において相対化するために選ばれたこの方法が、作品の成功を決定づける要因であつたことは疑えない。けれども、学問に対するリゴリスティックな態度、論理的な思弁癖と透徹した自己意識などは、明らかに作家自身

のものだ。そして、典膳がもつとも多く作家の影を託されているのは、彼が「不可能な愛」に直面する人間だという点である。

作家の死後二十年を経た一九九一年になって、『悲の器』執筆前後の作家の、興味深い一面を克明に描いたエッセイが発表された。およそ昭和三十一年から三三年頃にかけて、すでに結婚していた高橋から求愛され、尊敬と愛慕の念を抱きながらも、それを受け入れることができず、何ら進展せぬまま破局を迎えるに到った未遂の恋愛の経緯を綴った女性の回想文である。この女性は「土曜の会」以来の知人で『対話』同人だった。この文章によれば、作家は当時はつきりと彼女に対する愛情を表に出しており、誰にも気づかれずに二人のことを書く自信があると語ったという。そして「二人の女性を同時に好きになってしまふということ」を主題に小説を書きたいと打ち明け、後に出された私信では「現実には実現しなかった人間の夢の苦渋」がここに書かれていると告げてきた。一つの虚構作品に託された故人の感傷的な情念を、手品の種明かしのように見せられた感のある文章だけれども、ここに『悲の器』のもうひとつの動機が秘められていたことは確かである。しばしば作品の瑕疵として指摘されてきた、語り手のエゴイステイックな人間観・獣的な人間像と、若い婚約者への若々しくて青臭ささえある憧憬の表現との断絶、乖離がこの事実を背景にしていることを確認しておくのも無駄ではあるまい。けれどももとより、その事実すべてを帰するのは馬鹿げている。ここでは、実現されない愛が、語り手の関係性のありようを照射し、二人の異性に恋着する矛盾した心理がいかなる人間論を生んでいるかという事態に注目

すればよい。

「一片の新聞記事から、私の動揺がはじまったことは残念ながら事実である。」と彼は語り始める。つづいて、「もし何事もあかるみに出ず」「名譽や社会的地位が土崩することもなければ」とあるのを見ても、典膳にとつて、発端はあくまで社会的、対外的「不名譽」の感覚だった。即ちそれは単なる「動揺」であり、明るみにさえ出なければ痛痒を感じることもすらない「事実」として、米山みきとの関係の崩壊を見ていたということだ。愛情や友情や悲哀や慈愛といった人間関係の根幹をなす感情とは無縁に、ただ学問的な成果によって登りつめることを考え、他を蹴落とす、利用して生きてきたのだと典膳は豪語する。法的に遺漏がなければ不正義も正当化され得るし、契約の範疇にない裏切りや法に抵触しない限りでの権力的強制も、法的に罪がない限り罪ではない。彼が人間に抱く感情は、その愚劣さや矮小さに対する怒りと憐愍だけである。彼は常に、高処から人間世界を見下ろす位置にいる。しかし一方で、名譽を毀損されることを異常なまでに怯え、断罪しようとする。みきの「情動言語」も、若さゆえの潔癖から出た女子学生の暴言も、決して許さない。名譽の觀念が、彼の対外的な唯一の鎧だといえる。典膳の不安は、あえて目をつぶってきた人間のさまざまな感情と、その無数の連なりである生活における人間関係の不毛に起因する。だから、弟規典の弾劾文に「本当に私が何を欲していたのかを知らされた」ことによつて「はてしない私の日々の墜落が始まった」という荘重な物言いの背後にあるのは、結局、二人の女性に愛されることで初めて咲いた人生の華を失いたく

ないばかりに苦しむ俗なエゴイズムにすぎないと意地悪くいうこともできる。子供を二人持つ初老の男が、愛し、愛されるといふ経験の中で始めて自己存在の基盤を揺るがされることは、笑止なことであろう。けれども、こういう語り手に託された作家の人間観の原質を見極めようとするとき、ことは関係の不毛というより「関係の不可能性」を示しているといふべきだと思われる。

それを考えるよすがとして、典膳の多用する「墜落」という言葉に注目したい。感情のなかの隠微な矛盾に直面して、彼は「動揺」ではなく「墜落」を意識する。この言葉は、この後、みきや清子に抱く愛情について語るときしばしば使われる。また、「私の心の栄えこそが、私の転落のはじまりだった」ともいう。この「転落」や「墜落」は、社会的地位や栄誉からの下降のみを意味していない。いってみれば、体がふわっと一瞬高みに持ち上げられ、そのまままっしぐらに落ちてゆくような身体的・生理的な下降感覚である。たとえば、清子との実現不可能な「夢」|| 愛の成就を強く意識したその日、典膳はみきに対して「墜落するような不自然な愛の表現」をするし、自身のなかに「米山みきの肉体を、ただ肉体としてだけ愛そうとし、いためつけさせる幻影の存在すること」を「明瞭に意識したときに「心の鏡に映った「墜落」のかたち」を見る。これらの「墜落」のイメージは、実現されえぬ予感を伴うがゆえに切実な「幻影」|| 清子との不可能な関係を補うものとしての肉欲に直結している。典膳の言葉で言えば、「かつて人間が四つ足の獣であったころのままの原始的な私たち」に己れを下降させていく感覚である。そ

してここには、はっきり意識されないが「罪」と表裏をなす感覚が現れている。これが単に肉欲に墮落することを意味するならば、ことはありきたりな倫理の問題にすぎない。もとより彼は、「私にとつて、愛の観念は罪のそれと同様、避けて通ることができれば避けたほうが賢明な余分な感情にすぎなかった」と明瞭に意識している。けれども典膳は、清子によって「愛の観念」に近づく自分を見いだした。その時「墜落」を感覚するのは、法的な概念ならぬ「罪」の観念に足をすくわれることを意味しないか？彼は、清子を愛そうとする己れを見いだしたばかりに、その不可能な幻影を見てしまったがゆえに、「墜落」するのだと言いたげである。すべての苦しみから自分を救ってくれる「天使」を清子のなかに見た「一種本質的な瞬間」に突然「眩暈を覚え、墮天使の幻」を見る、といった彼の感受性のありようは、それを証しているだろう。つまり、典膳もまた、愛に近づくことによつて「罪」に墮ちてゆくという、作家の人物に固有の存在形式を担わされているといえるのである。

したがって、典膳のいう「墜落」は端的に一度び夢見た「関係性」の解体を意味する。みきにせよ清子にせよ、あえていえば亡くなった妻の静枝さえも、彼の心の中の迷いや苦しみや祈願が、手に取るように解っているというふうには描かれている。だが典膳は徹底して鈍感であり、愛する能力が完全に欠如している。清子を本当に愛したのかどうか実のところ疑わしい、それすら虚偽ではないかという読みの可能性も確かに残る。そうであるとしても、「心のなかの崖」を明瞭に意識したとき、いまままで知らなかった世界が彼に開かれようとしていたし、それ

以前にみきによって複雑な曖昧で「人間の世界」の存在を暗示されていた。典膳が失いたくなかったのは二人によって開示された〈関係性の夢〉に他ならないが、愛することと愛されることとの間にある間隙に気づかない以上、それはまさに夢でしかないのだといえる。ひたすら愛されることを望みながら、みずからをしか愛しえぬゆえに決して愛されることのない『捨子物語』の語り手の関係認識が、典膳をも呪縛しているといったら、作家の術中にはまることになるだろうか？

規典の弾劾文が示唆する心の中の断崖からの「転落」や「無限の落下」という観念は、典膳のこの〈墜落〉の感覚に言葉を与えた。けれども、弟の意味するそれと兄の感覚するそれとは、両者のかけ離れた志向と同様、本質的にずれていると思われる。規典は典膳を律法学者 \parallel パリサイ人に擬している。規典にすれば、法から〈人間〉を捨象し法を自己目的化する典膳を弾劾しなければならぬことは、キリスト者として当然である。けれどもそれはいわば表向きの理屈で、彼はつまりは、あらゆる人に対して「無限の愛の分配者そのものである」とし、「法と知識の名において神になろう」としていた兄の僭越を、許すことができないという。と同時に、「何人の介入をも許さぬ審判者となり、憐れみつつ人に慈悲をたれる絶対者」となつて、人間を試し、見下す悪魔であった兄の〈正しき〉を指弾する。典膳がいかに論理的なすりかえを行なおうとも、規典のこの糾弾は彼の急所を正しく突いているといえる。愛において〈神〉になろうと欲し、法の論理において〈悪魔〉の相貌を持つこのアンビヴァレンツこそが、典膳に託された矛盾の本質であったからだ。

規典の言う「転落」は、外に正しく内には偽善を満たすパリサイ人への指弾を装いつつ、本質的には兄の傲慢さへの憤りとそれゆえの降罰を含んでいる。けれども、典膳の感覚する「転落」や〈罪〉は、それとは異質なものである。典膳が、「無限の愛の分配者」になろうとしたのは、愛を欲したからに他ならない。貪欲に愛を欲し、それを失いたくない怯えが、〈墜落〉の恐怖となつて彼を襲った。だから典膳は、愛の観念に近づくととき〈罪〉に墜ちていく自己を意識せざるをえないのだ。したがってここには、神を僭称し悪魔の業を為したがゆえのキリスト教倫理的な墮罪と、作家の主人公に特有の、愛を欲したゆえの墮罪が、重ね合わされていると見るべきである。

さらに一言いそえておけば、この〈墜落〉感覚は、物忘れや集中力の欠如、蓄積する疲労などに顕著に現れる肉体的な「老い」の感覚 \parallel 死に向かつて下降してゆく身体感覚とも結びついている。典膳が登りつめた高処が、法自体の持つ人間に対する優位的権力や、学問的理論的水準の高さ即ち理性的人間としての高さであるとすれば、この感覚は、畢竟するところ動物にすぎない生理的本能的人間としての底辺にむかう下降を意味する。つまり、不可能な愛の幻影を求め、その裏返しとしての肉欲に苛まれながら、老いを自覚せざるをえないという、身体的かつ動物的存在としての問題が、理性によって統御し得ない初めでの障害として、典膳に意識されるのだ。だからこそ、典膳にとつてこの〈墜落〉感は、もうひとつの〈存在の危機〉を告げ知らせずにはおかないのである。

結語

すでに述べてきたとおり、法と人間、人間と人間の関係という『悲の器』の二つの主題は、存在論という一つの焦点によってやや強引に結ばれるといえよう。即ち、典膳に託された存在論的な意味は、人間の理性的存在者としての在り方と生理的存在者としてのその対立、あるいは神と人間の対立を通して、理性(論理)によって肉体の限界を突破し得るか、人間は神を超えて人間以上のものたり得るか、を試すことにかかっていたといえる。だから、神になりそこね、身体的にも下降していく典膳は、最期まで理性的存在であろうとする。理性的であること以外に、彼を彼たらしめることはもはやできないのだ。しかし、始めにいったように彼の理性はついに裁判そのものを否定し、公然と、人間を嘲笑い、淘汰されたものの墓場たる平和な天国を拒絶し、叫ぶようにいう。

私は慈悲よりも酷烈を、奴隷の同情よりも猛獣の孤独を欲する。私は権力である。私は権力でありたい。天国の天使たち、天国に憧れる人間どものうえに跳梁し、人間どもの善行や悪行、人間どもの生や死、人間どもの幸福や不幸、それら一切の矮小なものときっぱり絶縁し、平然と毒杯をあおりながら哄笑したい。

あたかも高慢から墮落した反逆の墮天使ルシファーが悪魔の使徒となったごとく、典膳は地獄で理性の悪魔と化したがつているように見える。いわば、高处からではなく、逆に墜ち切つ

たところから人間世界を見下ろす視点を獲得しようとしている。人間が持ち得た最高至上のものである理性と、老いを避けられぬ身体を持ち死の恐怖から免れ得ない動物的本能との間をさ迷い、神と悪魔の間を漂う。それが正木典膳の持つ幅なのである。宗左近は、典膳の嗅覚の異常なまでの鋭さを指摘して、この人間像を「最も神に近いものと、最も野獣に近いものとの同時的共存存在」と喝破したが、典膳はこの幅を超えて、次の一步を踏み出さねばならなかったはずだ。しかし彼は、理性によって死の恐怖を厭脱し、論理によって人間を超越する代わりに、悪魔の位置に身を置くことでこれを一足飛びに乗り越えようとする。この虚偽を隠すためであるかのように、その時彼のモノローグは高い調子を帯びるが、その実追い詰められた野獣の咆哮に似る。

人類の弁証法的な発展において法は過渡的な形態を取るに過ぎないとする荻野も、人類が真の叡知に目覚めるとき法は消滅すべきだと説いた富田も、いつてみれば「法を超える人間」を夢想した。典膳によればその美しい理想は、矮小な人間においてついに果たされることはない。けれども、彼が志向する「人間を超える法の究極」もまた、「人間が人間以上のものたりうるか否か」という問いの範疇に属さざるをえないのだ。この言葉が表しているのは、法—理性—理論—公的価値としての認識論的観念と、愛—感情—倫理—個別的価値としての存在論的実存の相克と止揚のうちに、一步先へ踏み出さねばならなかったはずの人間論の、いまだ深い闇に閉ざされた謎に他ならなかった。自身矮小な人間にすぎないことを知悉した典膳は、人間世界と

訣別することで、逆説的な救済を求めたのだといえる。いいかえれば、「生きても死んでもどうでもいいようになったとき」はじめてこの地上に登場する「普遍的真理」を極めるために死者の側に身をおいて永劫存在の謎と向かい続けようと意志するにいたる。この跳び越えが語り手にとって一種の欺瞞に他ならぬことは何度もいつてきたけれども、ここには同時に作家の意志が現れているはずだ。

『捨子物語』で「哄笑する神」を己れの運命に沿わせる視点を獲得し、『憂鬱なる党派』で罪と罰の因果論を無効にする「現代の地獄」を暴露することを企図した作家が、「哄笑する神」を嘲笑い、「現代の地獄」の只中から国家や歴史を越える理念を求めて辿り着いた、決定的な意志表明が、典膳の最期の叫びのなかに響きわたっているといっている。人間存在の度しがたい矮小性を見てしまう憂愁の只中で、それと全く反対の極点にある人間の精神の至高性を希求して止まない、それが作家の持っていた幅であるといえるし、埴谷雄高によって開示された存在の謎を己れの方法で追求しようとする、不退転の意志であったように思われる。それはまさに、作家高橋和巳の、己れを賭した「戦いの修羅場」の出発点が、改めてはつきりと明示されたことに他ならない。

註一・「憂鬱を語る世代」昭和四〇年一月、および「初版あとがき」

二・立石伯「高橋和巳の世界」ほか

三・長尾龍一「日本憲法思想史」等に依る。

四・たとえば、高橋があとがきに名を連ねるイエリネックは、国家法人説によって理論的には国家は法に服従するとしながら

も、それはあくまで国家の自己拘束によるとする。前註に挙げた著書の中で長尾はこれを「国家絶対主義と法治国原理の（おそらくは表見的な）妥協のイデオロギーである」という。ところで作者は第四章で「私個人としてはイエリネックの「法目的論」をとりあげたかったが」と記しているが、調べ得た限りでは、イエリネックにその種の著作はなく、法目的論を著したのはイエリネックである。前者が「一般国家学」で知られ、後者が歴史主義法学の立場に立つ法学者であった点から、高橋の思い違いとも考えられる。識者のご教示を頂きたい。

五・大林律子「『悲の器』執筆のころの高橋和巳と私」

六・真継伸彦「全体小説への意志——『悲の器』論」など

七・この部分は全集版と諸本に異同がある。生前の刊行本及び作品集版は「真実」とし、自筆原稿冒頭には「眞實」とあるので、全集校訂時の誤りか。

八・『悲の器』新潮文庫版解説

（ふじむら こうじ・一九九八年博士課程修了）